

報道関係 各位

社会福祉法人グロー元理事長 北岡賢剛氏による性暴力とハラスメント被害裁判 被告の控訴取下げにより第一審判決が確定 原告の勝訴

2020年11月、社会福祉法人グロー元理事長の北岡賢剛氏による長年にわたる性暴力やハラスメント被害を受けた原告2名が、北岡賢剛氏と社会福祉法人グローに対し法的責任と損害賠償を求めて提訴しました。第一審では、原告らの主張がほぼ認められ被告側には損害賠償責任と安全配慮義務違反が認められていましたが、北岡氏は不服として控訴を行い裁判が続いてきました。

控訴審判決は2025年5月28日に東京高等裁判所で言い渡される予定でしたが、同年4月11日の和解期日に、北岡氏は控訴を取り下げました。その結果、附帯控訴も含めて控訴手続は終了し、一審判決は確定し、裁判手続はすべて終了しました。北岡氏が控訴を取り下げた理由は、賠償額が多くなるのを避けたかったのか、控訴審判決が報道されてフジテレビ内での性暴力事件と合わせて権力による性暴力がクローズアップされるのを避けたかったのか、などと推測することはできます。

【本件の損害賠償請求訴訟判決の成果と課題】

- 原告木村さん(仮名)、原告鈴木さん(仮名)が提起した、元グロー理事長の北岡賢剛氏と社会福祉法人グローに対する損害賠償訴訟は、北岡氏の長年にわたる原告木村さん、原告鈴木さんに対する性暴力、セクハラが、社会福祉法人の理事長という権力的な関係を利用して行われたことに対する責任を問うものでした。
- 一審の東京地方裁判所判決(2024年10月24日)は、北岡氏の原告木村さん、原告鈴木さんに対する130にものぼる性暴力、セクハラの事実を原告の主張通りほぼすべて認め、3年の消滅時効についても長年にわたる不法行為を別々に見ないで、まとめて一連一体のものとして認め、消滅時効にかからない解釈(原告木村さんについて)を示しました。損害賠償額については、原告木村さんについては北岡氏に対して220万円、原告鈴木さんについてはグローに対して440万円の損害賠償責任が認められました。グローに対する責任は、北岡氏によるセクハラに対する安全配慮義務違反が法人の責任として認められました。
- 北岡氏が、原告らに対して行った性暴力は、ホテルの部屋の密室の中で行われ、身体や下半身を触るというものでした。日常的なセクハラや身体への接触も、原告と北岡氏は上司・部下の関係にあり断れず、断るとパワハラに遭うという逃げられない状態で行われたものでした。北岡氏は、障害者の芸術文化事業では先駆的な事業を展開し、その仕事に熱意を持っていた原告らは、仕事を辞めさせられるのを恐れ、北岡氏のハラスメントや性暴力を断りきれない立場でした。
- 一審判決は、そのような北岡氏の長年にわたる不法行為を、北岡氏の性的欲求の実現のためにした継続的な行為と評価し、数多くの不法行為を一つの行為として消滅時効にかからない法解釈をしました。
- もっとも、一審判決は、原告木村さんに対する賠償額が7年にわたる人格的利益を違法に侵害したというわりには200万円と低く、性暴力被害者に対する慰謝料額の低さが問題として残りました。また原告鈴木さんに対しては、消滅時効について、最後の不法行為からは3年経過しているとして、北岡氏に対する損害賠償請求は認めませんでした。しかし、性暴力被害者が、上司との関係を脱するなどしてから訴えるのには長い時間がかかります。性暴力被害の権利行使を3年間で打ち切るのとは問題として残ります。

6. 社会福祉法人においては、経営陣には男性が多く、従業員には女性が多いという構造が見られ、それがセクハラを誘発する要因にもなっているという問題提起した点で社会的な意義がありました。また、フジテレビの中居氏問題の調査報告書でも指摘されていたように、セクハラを許容させたり、被害者よりも組織や経営の利益を優先する組織や経営者意識の問題が、本件訴訟でも見られました。その点では、日本の社会全体として、性暴力、セクハラ等のハラスメント行為を助長する組織構造や経営者の意識の改革が、今後求められます。社会福祉法人においても、セクハラ等のハラスメント行為を容認するような人物を役員に採用しない、評議員会による監督機能の強化、第三者委員会による監督・調査の体制が求められます。

これまでこの裁判を取り上げていただいたメディアの皆さまに感謝を申し上げます。今回の訴訟終了に伴う報道もよろしくお願いいたします。

裁判の経過は、「Dignity for All ー社会福祉法人役員による性暴力・ハラスメント裁判の原告を支える会ー」のWEBサイトからご覧いただけます。

裁判の経過報告: <https://www.fnht.org/report>

【メディア取材に関して】

被告の控訴取下げにより第一審判決確定を受けて、下記の日時で弁護士団と原告木村さんによる取材対応を受付けます。ご希望の報道関係者は、直接ご連絡ください。

2025年4月21日(月)13時～14時頃

2025年4月23日(水)10時～11時頃

2025年4月25日(金)14時～15時頃

メディア取材に関する問い合わせ先

笹本潤弁護士 Email:junsasamoto@gmail.com

《リリースに関するお問合せ先》

Dignity for All ー社会福祉法人役員による性暴力・ハラスメント裁判の原告を支える会ー

[E-mail] info.fnht@gmail.com [WEB] <https://www.fnht.org>

※2021年3月に、当会の名称を「「愛成会」と「グロー」の性暴力とパワハラ被害者を支える会」から、「Dignity for All ー社会福祉法人役員による性暴力・ハラスメント裁判の原告を支える会ー」へと変更しました。